

(目的)

第 1 条 この規則は、愛知学院大学キャンパス内における自転車（原動機付自転車は除く）の入構及び駐輪場の利用並びに交通規則に関し必要な事項を定め、キャンパス内における交通の安全及び静穏な教育・研究環境を保持することを目的とする。

(入構、駐輪)

第 2 条 キャンパス内に自転車で入構又は駐輪しようとする者は、第 3 条に定める自転車駐輪許可シール（以下、「許可シール」という。）の交付を受け、これを貼付した自転車を使用しなければならない。

(自転車駐輪許可シール)

第 3 条 許可シールは所属する各キャンパスで交付する。

2 許可シールの交付を受けようとする者は、次の各号に定めるキャンパスごとに、当該各号に定める部署において交付を受けるものとする。

(1) 日進キャンパス

イ 学部生---学生課

ロ 大学院生---大学院事務室

ハ 教職員---庶務課

(2) 楠元・末盛キャンパス

在学・所属する各事務室（歯学部事務室、薬学部事務室、短期大学部事務室）

(3) 名城公園キャンパス

名城公園キャンパス事務室

3 許可シールは乗り入れする自転車のフェンダー部分（泥よけ）等見やすい場所に貼付しなければならない。

4 許可シールの交付を受けた者は、その許可シールを他人に貸与するなど、不正に使用してはならない。

5 許可シールの交付を受けた者は、その有効期限が切れた場合又は許可シールの交付を受ける資格を失った場合は、すみやかに許可シールを取り外し返却しなければならない。

6 許可シールの交付に際しての費用は、無料とする。

(対象者)

第 4 条 許可シールの交付を受けなければならない者は、本学学生、大学院生、専攻生、研究生、研究員及び教職員とする。ただし、公開講座、司書講習等本学で開講される各種講座受講生及び坐禅堂、図書館情報センター、スポーツセンター等キャンパス内の施設利用者はこの限りではない。

(登録車要件)

第 5 条 許可シールの交付に際し、登録できる自転車は以下のとおりとする。

(1) 防犯登録されているもの。

(2) 改造がなされておらず、安全に走行できるもの。（灯火装置等を含む）

(有効期限)

第 6 条 許可シールの有効期限は、在学期間中又は在任期間中とする。

(遵守事項)

第 7 条 キャンパス内に自転車を乗り入れる者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 制限速度 (10km/h 以内) を守り、歩行者の安全な通行を妨げないこと。
- (2) 駐輪場より先のキャンパス内への乗り入れは行わないこと。
- (3) 駐輪するときは、指定された駐輪場以外に止めないこと。
- (4) 許可を受けた理由以外の理由で、長期間駐輪しないこと。
- (5) 緊急事態又は行事等により、臨時の規制を行う場合は、これに従うこと。
- (6) 夜間に走行する際は、灯火装置 (ライト) を点灯させること。
- (7) キャンパス内の道路標示及び注意書き等交通に関する規制に従うこと。
- (8) その他通行に関し、道路交通法及び同施行令等の法令を遵守すること。

(違反者への措置)

第8条 この規則の第2条、第3条第3項及び第4項並びに第7条の規定に違反した者については、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 違反事項及び指示事項を記載した警告書を該当自転車等に貼付すること。
- (2) 違反の態様の著しい者については、入構及び駐輪許可を取り消し、以後自転車の許可シールを交付しないこと。
- (3) 駐輪場内外を問わずキャンパス内に駐輪された自転車で、大学の環境保持又は交通に支障をきたしているものについては、それを移動すること。
- (4) 長期間にわたり正当な理由もなく放置された自転車であって、所有者が特定できないものについては、相当の警告措置をしたうえ、それを廃棄すること。

(臨時の規制)

第9条 緊急事態又は大学の行事等のために必要な場合は、この規則にかかわらず臨時の交通規制を行うことができる。

(その他)

第10条 各キャンパスの利用細則については別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、学生委員会の議決を経て行うものとする。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。